

# 法人企業の社会的責任論の系譜へ

佐藤 方宣

大東文化大学・研究補助員・非常勤講師

慶應義塾大学・非常勤講師

[hosen@sepia.ocn.ne.jp](mailto:hosen@sepia.ocn.ne.jp)

## 1. はじめに

企業買収の活発化や相次ぐ企業不祥事を背景に、近年の日本では企業の社会的責任の問題をめぐる広範な論議が展開されている。すでに定着した観のある「法人企業の社会的責任」だが、考えてみればこれはいささか奇妙な概念でもある。「法人」という自然人ならざる存在に、しかも本来的には私益追求活動のための組織であるはずの存在に「倫理」や「社会的責任」を問うとはいかなることなのか。これは少なくとも自明な問いではない。

近年の論議を通覧すると、最終的な立場の異同とは別に、問題の立て方・論じ方のタイプとして次の2つが見出せる。(1) 法人企業とは「そもそも」どのようなものを理論的に明確化することでその社会的責任の有無や内容を明らかにしようとする立場(岩井 2003, 2005 や岩田 2007 など)と、(2) そうした“本質論”を批判し法人企業が果たしている機能の現状をふまえ“これからどうすべきか”という観点からその社会的責任の割り当てを行おうとする立場(奥村 2006, ドーア 2006, 猪木 2003 など)である。

このふたつのアプローチはいずれも先の「法人企業の社会的責任」の非自明性に自覚的なものと言える。しかしもう1つ、この問題を考える上で重要な、しかしいまだ十分に行われていないアプローチがありうるように思える。それは(3)「法人企業の社会的責任」とはいったいどのような問いとして問われ始め／問われ続けてきたのかを辿ること、そしてそれを通じて問いの性質を明らかにしようとするものである。つまり「問い」の本質やあるべき将来像を語る前に、その出自と来歴をあらためて確認する作業である。

以下では、特に20世紀初頭のアメリカのビジネス・エシックス論議の動向を念頭に置きつつ、こうした作業が持つ意味について考えてみたい。

## 2. 20世紀初頭のアメリカの動向から

### ビジネス・エシックス論議の歴史

アメリカにおけるビジネス・エシックスの歴史は、一般に、1970～1980年代以降のものとして記述される(田中 2004, 5-7; McMahon 1999)。その起源はアメリカで相次いだ政府や大企業の不祥事を社会的背景として1970年代に興隆した「企業の社会的責任論」に求められる。その担い手は当初の経営学者たちからしだいに哲学者・倫理学者達を含んだ集団へと移り、その後専門の研究所・機関が設立が進み、1980年前後になると多数のテキストが

刊行され、専門学術雑誌である *Business & Professional Ethics Journal* (1981- )や *Journal of Business Ethics* (1982- )などが刊行されるに至る…。

たしかにこれは学会の設立や専門学術雑誌の刊行といった「制度化」されたビジネス・エシックスの登場のストーリーとしては妥当な記述かもしれない。そしてまたそれはベトナム戦争や「キャンペーン GM」などの歴史的背景をベースにした一定の説得性をもつものでもある。しかし「ビジネスの／と倫理」「経営者の責任」「経済活動と公共性」といった問題は長い歴史を持つ問いであり、「法人企業の社会的責任」という問題に限定したとしても、それは必ずしもここ 20～30 年に唐突に登場したものではない。ビジネス・エシックス論議の歴史はいささか切りつめられているようにも思える。

### 1920・1930 年代のビジネス・エシックス論議

例えば 1920 年代から 1930 年代にかけての時期、アメリカではビジネス・エシックスをめぐる論議が極めて広範に展開され、“Business Ethics” “Ethics of Business” といった類いのタイトルを冠した書物が多数刊行されていた (Birdseye 1926, Dennison 1932, Heermance 1926, Lord 1926, Lee 1926, Sharp 1937, Sheldon 1924, Taeusch 1926)<sup>1</sup>。こうした一連の書物は決してマイナーなものではなく、学術雑誌でレビュー論文の対象となりその動向が注目されていた。アメリカ経済学会の機関紙 *American Economic Review* には、Heermance (1927)や Tufts (1927)が、ハーヴァード大学ビジネス・スクールの雑誌 *Harvard Business Review* には Donham (1927a)が掲載されている<sup>2</sup>。

この時期のビジネス・エシックス論の興味深い特徴は、それらがいずれも同時代の実業界における業界団体 trade associations による倫理コード Code of Ethics 制定の活発化に刺激を受け、その動向がもつ倫理的な重要性について考察するものであったことである (Donham 1927a, 245)<sup>3</sup>。つまりビジネスの倫理・規範の明文化という実業界で現に進行する事態を前に、それをどう解釈すべきか、そしてどのように社会・コミュニティの倫理の問題と接続すべきなのかが争点となっていたのである。いわば学として成立する以前のビジネス倫理の実践から始めて、その意義を論じるものであった。そこで展開された議論はかならずしも分析的に高度であるとはいえないかもしれない。しかしそこにはビジネスを他の社会的活動と連続のものとして捉えるという視点の広さを読み取れるようにも思われる。

とりわけそこでは、他国に先駆け急速に大規模化が進む経済社会のなかで、ビジネスの“倫理”がなぜ問われなければならないのか、という素朴ではあるが根本的な問題が考察

---

<sup>1</sup> アメリカのビジネス・エシックスの通史である McMahon (1999)でもこの動向についてはなぜか触れられていない。唯一の例外は Heald (1970)である。この本は企業の社会的責任の問題を中心とした詳細な通史として稀有なものであり、本報告も多くを学んでいる。

<sup>2</sup> ちなみに Donham (1927a)の検討対象は以下の 5 冊。Lord (1926), Lee (1926), Heermance (1926), Birdseye (1926), Taeusch (1926)。

<sup>3</sup> 当時の一連の動向・言説については以前に論じたことがある (佐藤 2005)。

されていた。この問いは、本来的に私益追求行為である（とされる）ビジネス・経済の倫理が問題とされる際、現在でも問われるべきものであるだろう。

## 巨大法人企業と専門職としてのビジネス

当時の議論の背景にあったのは、資本の集中と所有と経営の分離の進展とともに大きな権力を持つようになった専門経営者たちの社会的責任を求める声であった。

アメリカの大学では 19 世紀末から商業や経営管理のためのビジネス教育を目的とした学部レベルでのコースの開設がすすんだ。当時確立期にあったビジネス教育関係者のなかでは、ビジネス専門職独自の職業倫理の確立を求める声が大きなものとなっていく。その代表者にハーバード・ビジネス・スクールのDeanであったドーナムがいる<sup>4</sup>

ドーナムは、論考「ビジネスという専門職の誕生」（Donham 1927c）で専門職としてのビジネスという捉え方の登場とその意義を強調している。彼はこの 200 年ほどの科学の進展は進歩のための幅広い機会を与えていると指摘し、ビジネスマンの新たな責務を強調する。「もしわれわれが科学によって与えられた機会を人間の幸福という観点から理解すべきならば、その使用における高水準の責任を育て上げねばならない。（中略）というのもビジネスマン達は科学によって作り出された諸機構を自在にコントロールする力をもっており、それゆえに作動するその種のコントロールに対して責任を持っているからである」（Donham 1927c, 401）。

この新しい専門職が、聖職者や法・医療従事者のように必要な集団意識と責任意識を育て上げていくためには、訓練された知性と広いビジョンによって支えられた社会的意識が育成されねばならず、この集団固有の職業倫理が要請されると彼は主張する。「もしこの科学という急速に発展する道具を社会化しようとするならば、われわれはビジネスのために、あらゆる専門職を特徴付けている特定化された倫理の基礎を確立することが何よりも必要である」（Donham 1927c, 402）。

さらにドーナムはこの“ビジネスの倫理”はこの集団内の関係を律するだけでなく、コミュニティにおける他の集団と共に生きる権利の基礎をも含むものだと言っている（Donham 1927c, 402）。こうしてドーナムは専門家集団の内側における集団意識と対外的な責任意識の基礎としての倫理体系、ビジネス・エシックスの確立を説くわけである。

ではその際、ビジネスの対外的な責任、つまり社会的責任の問題についてはどのように考えていたのか。この問題を主題的に論じた「ビジネスの社会的意義」（Donham 1927b）でドーナムは、ビジネスという私的な経済的利益の観点からなされてきた営為が科学の発展とその応用たる産業の発展に伴い否応なしに社会的な観点を取りこむようになってきていると指摘し、そのリーダーには私的利益の観点と社会的観点とを調和させる責務があると

---

<sup>4</sup> Wallace Brett Donham (1877-1954)はマサチューセッツ州ロックランド生まれでハーバード大学ロー・スクールに学んだ法律家。1919 年から 1942 年までハーバード・ビジネス・スクールの研究科長を務めた。

主張している。「社会的な観点で考えるビジネスマンたちを育て上げ、力づけ、その数を増やしていくことは、ビジネスの中心問題である。さらにそれは文明の重要問題の一つである。なぜならそうした人々は他のいかなるタイプの人よりも、コミュニティの倫理的・社会的な力を再建し、コミュニティにおいて作用するより理想主義的な哲学にとって本質的な背景を作り出すからである」(Donham 1927b, 406).

ドーナムは自らの経済的地位とその社会的義務・責任との関係について、3つの異なるタイプを挙げている(Donham 1927c, 406-407)。第一に(カーネギーやロックフェラーのように)自らの経済的義務と社会的義務を結果として調和させようとするタイプ、第二に一方で時代の基準に沿う形でビジネスを行いつつ、他方で建設的な慈善家やコミュニティ運動家として活動するタイプ、第三に社会進歩に貢献するやり方でビジネスを行うタイプである。ドーナムはこの第三のグループこそが「われわれの問題の核心」に触れるもっとも重要なグループであると主張する。「大いに必要とされるのは、高い水準の倫理的地平に立ち内側から産業を社会化しようとする事、それも社会主義でも共産主義でもなく、政府による介入でも政治力の行使によるものでもなく、ビジネス・グループの内側から、物質的事象における近年の巨大な変革を通じてこの集団の手中にあり続けてきたメカニズムについての効果的な社会的コントロールを発展させることである」(Donham 1927b, 407).

こうした当時のビジネス専門職の社会的責任を求める声の高まりの背景とその意義を考える上で重要な位置を占めるのが、1932年に法律家バーリと経済学者ミーンズによって出版された『近代株式会社と私的所有』である。

### 3. バーリ & ミーンズをめぐって

#### バーリ & ミーンズ『近代株式会社と私有財産』(1932年)

「株式会社は、もはや、個人の私的事業取引を営むための単なる法律的手段ではなくなった。今もなおその多くが、かかる目的のために利用されるとはいえ、株式会社形態はもっと大きな意義を持つに至っている。現に株式会社は、財産保有の方法ともなり、経済生活組織化の手段ともなった。その偉大な進展の結果は、ここに――かつて封建制度が存在したように――“株式会社制度 corporation system”を発展させたといえよう。こうした株式会社制度は、それ自身、諸特質と諸権力との結合をもたらし、従って、当然、ひとつの主要な社会制度 a major social institution として扱われるべき地位を得たのである」(Berle&Means 1932, 3)

1932年のバーリ(Adolf Augustus Berle, Jr. 1895-1971)とミーンズ(Gardiner C. Means 1896-1988)の著作は、当時アメリカで急速に進行していた産業の集中化や(株式)所有と経営の分離を指摘し、その意義を論じたものである。McCraw1990が言うように、こうした動向の指摘ということだけであればヴェブレンやリップマンなど多くの先駆者を挙げる事が出来る。しかしこの著作は統計調査の独創的な組み合わせや高度な法学的論述や哲

学的考察を通じた包括的な分析の定時という点で非常に画期的なものとなった。

この本は（主にミーンズが担当した）第1篇の統計的データに基づく叙述，つまり株式所有の分散化の進行とともにかつては「所有権」に与えられていた諸機能（リスク負担と経営責任）が分離し，雇用経営者の権能が強くなるという事態の指摘が有名である．そして第4篇の第4章「株式会社の新概念」では，株式保有の広範化がもたらした「所有権」の変化の結果，株式会社は所有者のものでも管理者のものでもなく全社会のために仕える存在とする見方が一般化したことが示されたとされる．「彼ら[支配集団]はコミュニティを，現代の法人企業に対し所有者や経営者たちだけでなく社会全体に仕えることを要求する立場に位置づけたのである」(Berle&Means1932, 312)

しかしことはそれほど単純ではない．実はバーリにおいても「社会的責任」の内実をめぐってはかなりの振幅が指摘できるのである．

### バーリ・ドッド論争と「社会的責任」論の振幅

この本の第2篇の第7章「信託された権力としての会社権力」は，もともと1931年にバーリがHarvard Law Reviewに発表した論文である．ここでバーリは会社権力の項目として5つを挙げた上で，それら「信託された権力」が株主の利益のために行使されるべきことを強調していた．言うなればこれは，バーリ自身がこの時点で「社会的責任」の内実として，経営者が株主の利益を毀損しないことを強調していることを示すものである<sup>5</sup>．

このバーリの見解に対し，ハーバード大学のドッド(E. Merrick Dodd, Jr.)は，Harvard Law Review 誌に寄せた論文「法人企業経営者は誰のための受託者なのか？」(Dodd 1932)で異論を唱えた．「筆者[ドッド]の考えでは…法人企業がその株主の利益を作り出すという唯一の目的のために存在しているのだという見方を現時点で強調することは望ましくない．究極的に法を作り出す世論が，法人企業を，利潤を作り出す機能と同様に社会奉仕機能を持つ経済制度と見なす方向に進んでいる．そしてこうした見解は既に法理論にある程度の影響を及ぼしており，近い将来には更なる影響を与えるであろう」(Dodd 1932, 1148)．ドッドに言わせれば，（企業主導の“福祉資本主義”の先駆者とされる）GEのOwen Youngのような人物は，単なる「投資家の代理人」としてではなく「制度の信託者」として捉えるべきであり，その相手は三つのグループ，つまり株式所有者，従業員，そして消費者とgeneral public だと言うのである．

このドッドの批判に対するバーリの直接の対応は否定的なものであった．「経済学及び社会理論の問題としては，ドッド教授の主張は正しいだけでなく，よく知られたことである．…しかしそれは理論であって実際ではない．産業の“監督官”は今日自らを君主とは考えていないし，彼はコミュニティに対する責任をとっていない．…彼の理論上の機能の達成を強めるいかなるメカニズムもいまだ見られない」(Berle1932, 1366-1367)．

しかし約20年後，バーリは『20世紀資本主義革命』(1954年)のなかで，U.S スティール

---

<sup>5</sup> 同様の見解はそれ以前の論考でも示されている (Berle 1927)．

やスタンダード石油会社による教養大学への寄付行為の実践や、29 の州での会社の慈善・教育への寄付行為を認めた法律の制定、さらにはニュージャージー最高裁での会社の寄付行為の合憲判決などの動向に触れた上で、この論争を振り返り、ドッドの見解のほうが多く受け入れられている現状であることを認めるにいたっている (Berle 1954, 168-169) . ここでバーリは、現実の社会の変化を受けて「社会的責任」の内実の変化を認めるに至っているわけである。

#### 4. おわりに

バーリ自身の揺れからは、法人企業の社会的責任という問いが問われ始めた時期においても、それをどのようなものとして受け止めるべきかをめぐって、振幅があったことが見て取れる。

その後もバーリは社会的制度となった法人企業の意味について、そしてそこで要請される社会的責任の問題について考察を展開していった (Berle 1954, 1963, 1968) . また共著者であったミーネズは、経営者支配という意味での法人革命が経済学にとって持つ意義について考察を深め、ニューディール期の政権参加の経験もふまえて、その後、『企業の価格決定力と公共性』 (Means 1962) をはじめとする論考を展開していく (Means 1962a, 1962b 所収の一連の論考, 1968 など) . そこには経済学と公共性という制度派全般に見られる問題意識を見て取ることも出来るだろう。

しかしこうしたバーリらの態度とは逆に、1960 年代になると、多くの論者がバーリが当初示していた態度、つまり株式所有者の信託者として経営者を捉える観点への賛意を示すようになってゆく (Freidman 1962, Hayek 1960, Israels 1964,<sup>6</sup>) . そして皮肉なことに、かつてバーリを批判したドッド自身も立場を換え、以前のバーリの立場に与するようになる<sup>7</sup>.

バーリ & ミーネズ以降、「経営者資本主義」はバーナムやメイスン (Edward Mason) , マリス, ガルブレイスなどにより展開されていく。また巨大資本のもたらす社会的影響をめぐっては、ラディカルズの問題提起もふくめ、さまざまな論議が展開されていった。それは経済社会の構造変化をめぐる論議の展開であるが、同時にそこにわれわれは法人企業の社会的責任をめぐる問題意識の系譜を読み取っていくこともできるのではないか。

※ 文献表は当日配付させていただきます (学会 HP 掲載分には添付する予定です) .

---

<sup>6</sup> このハイエクの法人論については江頭 2007 に詳しい。

<sup>7</sup> この論争の帰趨と含意については Weiner 1964 などを参照のこと。